財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

有価証券グレタイ売買市場上場費用比率基準

一、グレタイ売買市場上場費用計算表

甲、会社の株式（管理株式、外国会社によるグレタイ売買市場第一上場及び第二上場株式を含む）、新株引受権証書、新株権利証書及び株式購入金納付証憑に係る費用比率は下表に準じる。但し、転換可能社債の交換による債券株式交換権利証書について、グレタイ売買市場上場費用の支払は不要である。

国内上場（TPEx）会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の総額面価格 | グレタイ売買市場上場費用比率 | 毎年の費用計算 |
| NTD3億以下 | 0.04％ | NTD1百万あたりNTD400、但し、NTD10万未満である場合には、NTD10万とする。 |
| NTD3億超NTD5億以下 | 0.03％ | NTD1百万あたりNTD300 |
| NTD5億超NTD10億以下 | 0.02％ | NTD1百万あたりNTD200 |
| NTD10億超NTD20億以下 | 0.01％ | NTD1百万あたりNTD100 |
| NTD20億超NTD30億元以下 | 0.005％ | NTD1百万あたりNTD50 |
| NTD30億超 | 0.0025％ | NTD1百万あたりNTD25 |

外国上場（TPEx）会社

|  |  |
| --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の数量 | グレタイ売買市場上場費用比率 |
| 3000万株以下 | 10万株あたりNTD400、但し、NTD10万未満である場合には、NTD10万とする。 |
| 3000万株超5000万株以下 | 10万株あたりNTD300 |
| 5000万株超1億株以下 | 10万株あたりNTD200 |
| 1億株超2億株以下 | 10万株あたりNTD100 |
| 2億株超3億株以下 | 10万株あたりNTD50 |
| 3億株超 | 10万株あたりNTD25 |

乙、一般債券（普通社債、金融債券及び外国普通債券を含む）。但し、政府債券、外国政府による発行された債券、並びに中央預金保険股份有限公司が行政院金融再建基金からの受託により発行した債券について、グレタイ売買市場上場費用の支払は不要である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の総額面価格 | グレタイ売買市場上場費用比率 | 毎年の費用計算 |
| 発行総額面価格 | 0.021％～0.03％ | NTD1百万あたりNTD300を上限額、NTD210を最低額とする。 |

丙、転換可能社債、外国転換可能社債、交換社債、新株引受権付き社債（新株引受権付き社債の契約履行又は分割による社債を含む）及び外国新株引受権付き社債（外国新株引受権付き社債の契約履行又は分割による外国普通債券を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の総額面価格 | グレタイ売買市場上場費用比率 | 毎年の費用計算 |
| 発行総額面価格 | 0.021％～0.03％ | NTD1百万あたりNTD300を上限額、NTD210を最低額とする。但し、NTD5万未満である場合には、NTD5万とする。 |

丁、金融資産受益証券又は資産基礎証券及び不動産資産信託受益証券

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の総額面価格 | グレタイ売買市場上場費用比率 | 毎年の費用計算 |
| 発行総額面価格 | 0.021％～0.03％ | NTD1百万あたりNTD300を上限額、NTD210を最低額とする。 |

戊、不動産投資信託受益証券：初回グレタイ売買市場上場年度及び以降の毎年のグレタイ売買市場上場費用は共にNTD50万とする。

己、上場投資信託（ETF）受益証憑

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の総額面価格 | グレタイ売買市場上場費用比率 | 毎年の費用計算 |
| 発行総額面価格 | 0.03％ | NTD1百万あたりNTD300 |
| 毎年のグレタイ売買市場上場費用の上限額はNTD30万とする。 | | |

庚、台湾預託証券

|  |  |
| --- | --- |
| グレタイ売買市場上場とされる有価証券の口数 | グレタイ売買市場上場費用 |
| 3000万口以下 | 10万口あたりNTD200、但し、NTD5万未満である場合には、NTD5万とする。 |
| 3000万口超5000万口以下 | 10万口あたりNTD150 |
| 5000万口超1億口以下 | 10万口あたりNTD100 |
| 1億口超2億口以下 | 10万口あたりNTD50 |
| 2億口超3億口以下 | 10万口あたりNTD25 |
| 3億口超 | 10万口あたりNTD12.5 |

辛、引受（販売）権証書

|  |  |
| --- | --- |
| グレタイ売買市場上場有価証券の発行総額 | 毎年の上場費用 |
| NTD1千5百万以下 | NTD8万 |
| NTD1千5百万超NTD 3千万以下 | NTD7万 |
| NTD 3千万超 | NTD6万 |

二、有価証券のグレタイ売買市場上場申請（申告）について、申請（申告）当年度のグレタイ売買市場上場費用は前項の表に準じる。グレタイ売買市場上場売買の月数比例により費用を計算する（計算時に、1ヶ月未満である場合は、1ヶ月とする）。

三、株式がグレタイ売買市場上場とされている会社の増資による新株、又はグレタイ売買市場上場株式の種類と異なる株式について、そのグレタイ売買市場上場年度の翌年度以降のグレタイ売買市場上場費用はグレタイ売買市場上場とされている旧株式の費用をあわせて計算する。

②既にグレタイ売買市場上場中の台湾預託証券と権利義務が同様である台湾預託証券を外国発行者が追加発行した場合、そのグレタイ売買市場上場年度の翌年度以降のグレタイ売買市場上場費用は、既にグレタイ売買市場上場中の台湾預託証券をあわせて計算する。

③一般債券、転換可能社債、外国転換可能社債、交換社債、新株引受権付き社債（新株引受権付き社債の契約履行又は分割による社債を含む）及び外国新株引受権付き社債（外国新株引受権付き社債の契約履行又は分割による外国普通債券を含む）がグレタイ売買市場上場とされた年の翌年度のグレタイ売買市場上場費用については、発行額を基に、当年度の未支払月割りにより計算する。（計算時に、1ヶ月未満である場合は1ヶ月とする。）

④発行機構が新株引受権付き社債あるいは外国新株引受権付き社債のグレタイ売買を申請又は申告する際に、新株引受権失効の社債を継続してグレタイ売買とすることを本センターへ表示した場合、当同期の新株引受権付き社債あるいは外国新株引受権付き社債と新株引受権失効の社債あるいは新株引受権が失効した外国普通債券を合わせて新株引受権付き社債の発行総額面価格へ加算し、グレタイ売買市場上場費用を計算する。

⑤分割後の新株引受権証券のグレタイ売買市場上場費用の計算について、第１条会社株式に関する規定に従い、その発行総基数に発行価格を乗じて算出した発行総額を新株引受権証券の存続期間により一括して全額受取る。

四、発行機構は、発行した一般債券、転換可能社債、外国転換可能社債、交換社債及び新株引受権付き社債（新株引受権付き社債の契約履行又は分割後の社債を含む）、外国新株引受権付き社債（外国新株引受権付き社債の契約履行又は分割による外国普通債券を含む）、受益証券、資産基礎証券のグレタイ売買市場上場を申請（申告）する際に、グレタイ売買市場上場審査費用として債券１枚あたりNTD5,000を本センターへ支払う必要があり、毎回の上限額はNTD20万とする。発行機構は、分割元金債券及び分割利息債券のグレタイ売買市場上場を申請する際に、分割債券のグレタイ売買市場上場申請費用最高額は1枚あたりNTD1,000、毎年度の最高額はNTD10万とする。但し、政府債券、国際的な機構及び外国政府により発行された債券、並びに中央預金保険股份有限公司が行政院金融再建基金からの受託により発行した債券については、グレタイ売買市場上場審査費用の支払は不要である。

五、本センターは業務上の必要に応じて第二条における債券及び受益証券に係る費用比率を調整することができる。但し、0.021%を最低限とする。

②前項の費用比率の調整について、本センターは主務機関から承認を得た上で公告・施行する。

六、1社あたりのグレタイ売買市場株式上場に係る年間総費用の最高額はNTD45万、台湾預託証券1枚あたりグレタイ売買市場上場に係る年間総費用の最高額はNTD45万、一般債券のグレタイ売買市場上場費用はNTD50万、転換可能社債、交換社債及び新株引受権付き社債（新株引受権付き社債の契約履行又は分割後の社債を含む）のグレタイ売買市場上場費用は合計NTD50万、外国転換可能社債及び外国新株引受権付き社債（外国新株引受権付き社債の契約履行又は分割による外国普通債券を含む）のグレタイ売買市場上場費用は合計NTD50万とする。

②発行機構の「金融資産証券化条例」に基づき発行した受益証券及び資産基礎証券について、各資産グループの年間グレタイ売買市場上場費用の最高額はNTD50万とする。発行機構の「不動産証券化条例」に基づき発行した不動産資産信託受益証券について、同一の不動産受託資産グループの年間グレタイ売買市場上場総費用の最高額はNTD50万とする。

③引受（販売）権証書のグレタイ売買市場上場費用は第一項の明細表の規定に準拠する。存続期間に基づき一括して徴収し、存続期間が6ヶ月未満である場合は6ヶ月として計算する。増額発行する引受（販売）権証書については発行毎にNTD2万のグレタイ売買市場上場費用を徴収する。

④引受（販売）権証書の存続期間において証書発行口数の取消が発生した場合、本センターは証書のグレタイ売買市場上場中止日において初回発行数量から取消後の証書口数を差し引いた後の口数を1口の発行価格に乗じてグレタイ売買市場上場費用を再計算する。再計算後、当初の費用との間に差額がある場合、本サンタ―から通知を受けた後5日以内に当該差額を補填する必要がある。

七、有価証券がグレタイ売買市場上場とされた後、発行機構は、毎年の1月に当年度のグレタイ売買市場上場費用を本センターへ支払う必要がある。支払後、グレタイ売買が中止された場合、本センターは該当年度における実際の上場月数（1ヶ月未満である場合は1ヶ月とする）に基づき按分して費用を計算した後、剰余の費用を返還する。

八、本費用比率基準は本センターの取締役会を通過し、主務機関から承認を得た上で施行される。改正時も同様である。